

平成12年6月12日(月曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝藏	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	布施崇一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子正美	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

議事日程第1号

第2回定例会

平成12年6月12日(月)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- " 2 会期決定
- " 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第76回全国市議会議長会定期総会の報告について
- " 4 行政報告
- (1) 平成13年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (2) 平成11年度寒河江市土地開発公社決算及び平成12年度寒河江市土地開発公社予算について
- (3) 平成11年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成12年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について
- " 5 報告第 3号 平成11年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- " 6 報告第 4号 平成11年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- " 7 報告第 5号 平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- " 8 報告第 6号 平成11年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- " 9 議第 62号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- " 10 議第 63号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- " 11 議第 64号 寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例の一部改正について
- " 12 議第 65号 寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部改正について
- " 13 議第 66号 寒河江市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- " 14 議第 67号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- " 15 議第 68号 市道路線の廃止について
- " 16 議第 69号 市道路線の認定について
- " 17 請願第 4号 酒類販売の社会的規制等を求める意見書提出に関する請願
- " 18 請願第 5号 深刻な雇用・失業情勢に対応した労働行政の充実・強化をはかる旨の意見書提出を求める請願
- " 19 請願第 6号 30人学級、学級担任外教員配置基準改善の実現についての意見書提出を求める請願
- " 20 請願第 7号 雇用・失業対策の強化を求める意見書提出に関する請願

- ” 2 1 請願第 8 号 建設省山形工事事務所・出張所の執行体制拡充等を求める請願
  - ” 2 2 陳情第 1 号 白岩バイパス取付け農道の市道編入と舗装整備について
  - ” 2 3 議案説明
  - ” 2 4 質疑
  - ” 2 5 予算特別委員会設置
  - ” 2 6 委員会付託
- 散 会

平成12年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより平成12年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、6月7日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

## 会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、9番伊藤忠男議員、16番佐藤暘子議員を指名いたします。

## 会期決定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議の結果に基づき、本日から6月22日までの11日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

## 第2回定例会日程

平成12年6月12日(木)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
6月12日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名 会期決定、諸般の報告、行政報告、議案・請願・陳情 上程、同説明、質疑、予算 特別委員会設置、委員会付託	議 場
		本会議終了後	予算特別委員会 付託案件審査	議 場
6月13日(火)	休 会			
6月14日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月15日(木)	休 会			
6月16日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月17日(土)	休 会			
6月18日(日)	休 会			
6月19日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月20日(火)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		厚生分科会	付託案件審査	議会図書室
		建設委員会	付託案件審査	2階会議室
6月21日(水)	休 会			
6月22日(木)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委員 長報告、質疑・討論・採 決、閉会	議 場

## 諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

(1) 定例監査結果等報告について

(2) 第76回全国市議会議長会定期総会の報告について

以上の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

## 行政報告

佐竹敬一議長 日程第4、行政報告であります。

- (1)平成13年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (2)平成11年度寒河江市土地開発公社決算及び平成12年度寒河江市土地開発公社予算について
- (3)平成11年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成12年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、平成13年度国県に対する重要事業の要望事項について御報告申し上げます。

国県に対する重要事業の要望につきましては、西村山地方総合開発推進委員会において各市町の要望事項を取りまとめた上、県との調整を図りながら事業促進を図っていくものであります。

本市の平成13年度の要望事項は、23件、53事業であり、お手元に配付いたしました別冊資料のとおりであります。

新規事業としましては、平成14年に開催される「全国都市緑化やまがたフェア」を視野に入れた寒河江サーピスエリア開放型インターチェンジの整備、介護保険制度の円滑な運営を図るため、本市老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき施設整備を推進するところの特別養護老人ホームいずみの増床整備事業及び痴呆性老人グループホーム整備事業、良質な居住空間を供給し、健全な市街地の形成を図る仮称下釜土地区画整理事業、本市東部地区の農業振興を図るとともに、観光客の回遊性を高める寒河江東部地区農免農道整備事業であります。さらに国道458号の幸生～肘折間の整備、県道田代白岩線の白岩バイパス関連の道路改良などについても引き続き事業の早期着手を要望してまいります。

また、主な継続事業では、チェリークア・パークの実現に向けた最上川ふるさと総合公園の整備、中心市街地の整備を図る駅前土地区画整理事業や、まちづくり総合支援事業、二ノ堰第2地区の水環境整備事業、寒河江城址周辺を中心に市街地の親水空間整備を行う地域用水機能増進事業、国道112号寒河江バイパスの4車線化を初めとした道路の整備、さらに全市下水道化に向けた公共下水道事業の促進などであります。

これら重要事業の促進により、第4次振興計画に掲げる「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市 寒河江」の実現に努めてまいり所存でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、平成11年度寒河江市土地開発公社決算及び平成12年度寒河江市土地開発公社予算について御報告申し上げます。

平成11年度の委託事業としては、市の委託により醍醐小学校校舎等建設整備用地や、寒河江駅前中心市街地整備用地などを取得し、特別養護老人ホーム建設用地などの処分を行っております。

自主事業では、寒河江中央工業団地用地の取得、造成、処分、醍醐住宅団地用地の取得、本町分譲宅地用地の造成処分などを行っております。また、住宅需要にこたえるため、寒河江横道地区、白岩金谷地区の宅地開発の調査に着手し、事業化に向けて計画を検討しております。

これらの事業の結果、当期利益は672万3,000円となり、平成11年度末における準備金合計は14億3,127万5,000円となっております。

平成12年度当初の寒河江市土地開発公社事業計画及び予算につきましては、土地開発公社の設立目的と役割を認識しながら、委託事業及び自主事業を積極的に推進し、これらに伴う収益的支出予算として26億6,510万7,000円を、また資本的支出予算として62億8,819万4,000円をそれぞれ計上したものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の別冊資料のとおりであります。

次に、平成11年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成12年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告申し上げます。

平成11年度は市が管理を委託した七つの体育施設を市民が生涯スポーツ活動を実践する拠点施設として効率的に活用できるよう管理運営を行い、さらに自主事業として各種のスポーツ教室、大会などを開催し、スポーツに親しむ機会を提供するとともに、自主クラブの育成にも努力してまいりました。これらの活動の中で施設利用者は13万 2,000名を数え、決算総額は歳入歳出とも 4,980万 5,784円となりました。

平成12年度につきましては、予算総額 5,199万 9,000円をもって財団法人寒河江市体育振興公社の設立目的と役割に沿った各種事業を実施し、生涯スポーツの普及、振興を積極的に推進してまいります。

なお、詳細につきましては、お手元の別冊資料のとおりであります。

以上、2件について地方自治法第 243条の3 第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

佐竹敬一議長 ただいまの行政報告中、平成13年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成11年度寒河江市土地開発公社決算及び平成12年度寒河江市土地開発公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成11年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成12年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案上程

佐竹敬一議長 日程5、報告第3号から、日程第22、陳情第1号までの18案件を一括議題といたします。

## 議案説明

佐竹敬一議長 日程第23、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 報告第3号平成11年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成11年度補正予算で繰越明許の手続きをとりました介護予防拠点整備事業費として168万5,900円及び1,806万円、柴橋平塩線整備事業費2,352万円及び下釜地区土地区画整理事業費1,449万円をそれぞれ平成12年度に繰り越したものであります。

次に、報告第4号平成11年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成11年度補正予算で繰越明許の手続きをとりました寒河江市駅前中心市街地整備事業費について2億1,737万5,000円を平成12年度に繰り越したものであります。

次に、報告第5号平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成11年度補正予算で繰越明許の手続きをとりました公共下水道管渠汚水布設工事に係る事業費4,500万円及び処理場水処理施設増設工事に係る事業費5,000万円を平成12年度に繰り越したものであります。

報告第3号から報告第5号まで地方自治法施行令第146条第2項の定めるところにより、御報告申し上げるものであります。

次に、報告第6号平成11年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成11年度建設改良事業において国の経済新生対策による石綿管更新工事に係る事業費6,799万8,000円の予算繰越計算書の提出があったので、地方公営企業法第26条第3項の定めるところにより御報告申し上げるものであります。

次に、議第62号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、産地化推進作物転作促進支援事業費補助金等を計上するほか、寒河江市産業立地促進資金貸付金を追加計上するものであります。

その結果、3,399万3,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ150億5,233万4,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第2款総務費については、市役所駐車場通路整備事業費として370万円を計上するのが主なものであります。

第3款民生費については、社会福祉法人介護保険利用者負担減免事業補助金として180万9,000円を計上するものであります。

第4款衛生費については、汚染土壌浄化対策事業費として272万円を計上するものであります。

第6款農林水産業費については、産地化推進作物転作促進支援事業費補助金として1,532万5,000円、組織的生産活動推進支援事業費補助金として572万円を計上するのが主なものであります。

第7款商工費については、寒河江市産業立地促進資金貸付金として330万円を追加計上するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、県支出金2,365万1,000円、繰越金704万2,000円などを

追加計上し、対応することにいたしました。

第2表債務負担行為補正については、株式会社チェリーランドさがえの借入金に対する損失補償を追加するものであります。

次に、議第63号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。寒河江市林業振興協議会の廃止に伴い所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第64号寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例の一部改正、並びに議第65号寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部改正について、両議案とも関連がありますので一括して御説明申し上げます。

租税特別措置法施行令の一部改正により、それぞれ課税免除の措置期限が延長されたことなどに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第66号寒河江市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、固定資産評価審査委員会の審査の手続等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第67号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

寒河江市中心市街地活性化拠点施設の整備に伴い、当該施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議第68号市道路線の廃止について御説明申し上げます。

本町1号線外5路線は、道路網を再編するため認定がえを行うべく廃止しようとするものであります。

次に、議第69号市道路線の認定について御説明申し上げます。

中央工業団地再拡張造成事業により築造された1路線及び開発行為による7路線並びにかねてより要望のあった5路線、計13路線を認定し、円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与しようとするものであります。

以上、12案件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

## 質 疑

佐竹敬一議長 日程第24、これより質疑に入ります。

報告第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第62号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第63号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第64号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第65号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案第66号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案第67号に対する質疑はありませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 67号の中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の中で使用料が別表に定められているわけでありまして、5月26日の臨時議会でも質問申し上げたんですけれども、ロータリークラブとかライオンズクラブがパオビルの一部を使用すると。それが無料で貸し出しをするんだと。これは何に基づいて無料で貸し出すのかということをお尋ね申し上げたところ、6月議会で条例を制定してその中で明確にしていきたいという答弁があったと、こういうふうに記憶しているわけでありまして、今回の条例を見ますと、無償でロータリークラブやライオンズクラブなどに貸し出すということは、この条例からは読み取れないと。すると、何で貸し出すのかなと。思えば、やっぱり3月議会で新しく全面的に改正された手数料条例なり、財産の交換譲与、無償貸与等に関する条例に基づいて貸し出すのかなと思うんですけれども、この辺について無償で貸す根拠についてお尋ねをしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 お答えいたします。

今回提案している中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の中の使用料については、これは行政財産の公の施設の額を定めているものでありまして、ただいま御質問のロータリークラブ等5階の事務所に伴う使用料についてはこの条例が適用されず、市の無償貸付の条例が適用されるということになります。

その無償貸付の条例については、市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条、普通財産の無償貸付の規定により各事務所の使用料を無償というような考えであります。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 それで、私もその条例を今見ているんですが、「普通財産の無償貸付、または減額貸付については、他の地方公共団体、その他公共団体、または公共的団体において公用、もしくは公共用、または公益事業の用に供するとき。２項として地震、火災、水害などの災害により普通財産の貸付を受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき」と、このように二つに限られているんですね。果たしてこのライオンズとかロータリーが財産の無償貸付に該当するのかどうかということなんです。そういうことで、私は臨時議会でこれには該当しないと。したがって、新しい何か条例、規定をつくるんですかという質問をしたんです。そうしたら、６月議会で提案したいと、こういう答弁があって、この条例を見ましたところ、そういうものは全然該当しないのではないかと、こういうことで質問したんですけれども、これに該当するんですか。今、答弁あった財産の交換譲与、無償貸与等に関する条例の第４条に該当するのかどうか、明確にお答えいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 そのように公共的団体とはということで各種の産業経済団体、それから厚生社会事業団体、文化事業団体などの公共的活動を行う組織ということでありますので、私どもはこの公共的団体に該当するという認識をいたしております。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 公共的団体というのは、ちゃんと規則とかそういうので明確に定めておくべきなのではないかと思うんですね。その時々で市長の裁量というんですか、判断というか、その都度その都度、これは公共的団体だというふうな言い方はちょっとおかしいのではないかというふうに思いますが、公共的団体という定義、こういうものが明確になっているのかどうか、その辺について教えていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 自治法の逐条解説において公共的団体とはということで明確になっております。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 今の問題に関連してですが、３月議会で私どももそのことについて質問をいたしました。ロータリークラブやライオンズクラブが無償で、もちろん直接市の所有でありませんが、東公民館を青年会議所などは有償で借りているというようなこともあるわけです。直接これは寒河江市と関係ありませんが、あの公民館を借りているという、こういうこともありまして、したがって、「そういうロータリークラブとかライオンズクラブとか青年会議所などという、そういうさまざまなものについてなぜ無償で貸与するのかという部分をはっきりしてほしい、基準をはっきりしてほしい」というふうに申し上げたのに対して、「６月の議会で条例などを制定したい」と、こういうことであつたわけです。今の根拠ですならば、もう既に３月にできているんですね。この前の臨時議会でも聞いたんです。そして、私は今、課長が言ったような無償貸付の関係の条例も引き合いに出して、あのとき私は行政財産のことをちょっと言ったんで、それでなくて普通財産でという話になりましたけれども、しかし、臨時議会ではそういうそれぞれの団体をもっとはっきりするよう基準を明確にしてほしいということを行ったのに対して、６月議会で条例や規則などを定めていきたいというふうなことがあつたんで、改めて逐条解説では、ライオンズなりロータリーが公共団体というふうにみなすというふうになっているんですか。それから、青年会議所などはどうなんですか。

私どもは、そういうものは公共団体ではないというふうに理解しています、公共的な団体というふうには極めて問題がある。無償にするためにそういう判断というのか、それぞれのボランティア活動などもやっているかもしれませんが、経営者などの自主的な団体なんでしょう。それらがそういう判断をされるというのは、ましてやNPOの認定を受けていながら若干の金をもらっている団体などは無償にならないという、有償だということも前回の臨時議会の中では明らかにされているわけありますから、もう少しはっきりした、だれしもが理解、納得できる説明を再度お願いをしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 前の議員懇談会の中で民間の非営利団体に対する事務所は無償でということで4月5日号の市報に掲載して募集を行ったということでございます。

それで、民間の非営利団体の活動を社会事業団が行う公益事業として判断して、当該団体を公共的団体というように見ております。したがって、ロータリークラブなども公共的活動を行っている民間の非営利団体ということに見ておまして無償というような考えに立っております。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 そうしますと、NPOなどは明確に非営利団体として認可を受けている団体であっても、若干いろんな活動の中でお金をもらったり何するとだめだというふうにまで言っているわけです。そして、ロータリークラブやライオンズクラブというのは、本当に公共的な団体なんでしょうか。非営利であれば無償になるんですか。そして、この条例では財産の交換譲与、無償貸付等に関する条例では、そういう場合、地方公共団体、その他公共団体または公共的団体において貸すことができるということでありまして、もっと議論してからこういう問題はすべきでないのかと。市報を出したのだから、そういう問題が整理つかないうちに無償で貸し出しをしますと、貸し付けをしますという募集の仕方がいかなものなのかという指摘をしたんです、臨時議会で。もう既に前にも出ているから、市報に。そういうふうに言ったら、そういうこともあるので6月議会に条例や規則を出したいというふうに言っているわけです。今になれば、いや、前からそれはできていたんだ、前の条例でできるんだと。そのときそのとき。後で会議録を見ていただいてもいいんですが、そのときそのときのそういう言い方というのはないというふうに思うんですね。だったら、この前の臨時議会でそういうふうに答弁していれば、私どももきょう、ここでこういうことを言いません。もう一度その辺、あなたはそのときそのとき。3月の定例会でできた条例でできるんだったら、臨時議会のときああいうふうにする必要はなかったでしょう。もう条例などは整備されているんですと。そのときに指摘すればそういう言い方をし、きょう、ここに至っては前からできるんだというような、そういう趣旨の答弁なんですよ。もう少し整理をしてちゃんと答えてください。臨時議会のときの会議録もよく見て答弁を再度求めます。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 ちょっと御質問、わかりませんが、臨時議会で6月の設置条例を提案申し上げるといことは、恐らく使用料の件が議論になったと思います。それで公の使用料については6月の設置条例の中で出てくるというように申し上げたというように思っておりますけれども。

佐竹敬一議長 川越議員。

川越孝男議員 課長はそういうふうに言われますけれども、私ども議員として聞いたのはそれだけでなく、繰り返しになりますけれども、先ほど言ったようなことも聞いています。それに対してあなたは先ほど言ったような答弁をしていますので、再度、臨時議会のやつを見て整理をして答弁を願いたい。そうでなければ議会軽視なんです。確かに一つの理由はそうです。そのほかも求めていましたので。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 今申し上げましたとおり、6月の定例会で申し上げるといことは、行政財産中の使用料であって、普通財産については、私は6月の議会で提案申し上げるといことは申し上げるはずがないというふうに私は思っております。ただし、ロータリークラブ等やNPOのまごころサービスの件がお話しございました。それは、まごころサービスについては、非営利団体でNPOの認定になっている団体でありますけれども、その中で営利的な事業、介護保険絡みの事業でそれも行うということにかんがみ、ある程度の料金をいただくことにするというを申し上げていたというふうに思っております。

佐竹敬一議長 川越議員、3問目になりました。ほかにありませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 一つお尋ねしたいというふうに思いますのは、今の問題とももちろん関連をしますけれども、行政財産と普通財産というふうなことでの分かれ方というふうには理解しますが、自治省の逐条について課長は述べられましたけれども、それをもとにしてライオンズクラブ、ロータリークラブ等にはそういうふうな措置をとるというふうなことだろうと思いますが、一般質問にもあったというふうに思いますけれども、余り中に入ると恐縮ですが、公民館などの敷地の問題があるというふうに思いますけれども、それは市で地域に対して賃貸料を取って貸している、こういうふうな問題があると思いますが、その自治省の逐条に照らし合わせますと、そうした町内会といいますか、地域公民館等に貸し出しているような賃貸料については、その地域のものについてはどういうふうに理解をされているのか、ここで関連してお尋ねをしておきたいと  
思います。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 公民館の敷地の貸し借りとかそういうことでございましょうか。無償にしている理由とか、そういうこと。

内藤 明議員 料金を減免して貸している部分があるでしょう。要するにそういうところの整合性ですね。

宇野健雄財政課長 公民館の敷地につきましては、無償で貸しているところ、減免をそれぞれ何%かずつしているところがございます。無償で貸しているところにつきましては、その多くがもともとは地元で土地の手当てをしまして市の方に寄附しまして、もう一度市の方から土地の取得の経過もありますので無償で貸していると、そういうのが無償のほとんどの例でございます。

最近につきましては、それぞれ町内会が認可法人という形で法人格を持ちまして資産を取得できますのでそういった形態はないわけですがけれども、先ほどの普通財産の貸付の条例のところでございます1号、2号、各号列記してございますけれども、その減免、無償貸与、趣旨的にはそこが基本でございまして、たとえ行政財産であれ、普通財産であれ、そのことによってすべて減免なりなんなりをしているというふうなことでございます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 今の課長の答弁からすれば、私、今後、そうした公民館等に対する賃貸料、もちろん減免等の問題もありますけれども、公共的な部分だということで私は無料にすべきだというふうに思いますけれども、その点についてはどういうふうに思われますか。

佐竹敬一議長 内藤 明議員に申し上げますけれども、この議題から大きく外れないような質問をお願いしたいと思います。

内藤 明議員 この議題と関連しているんです。というのは、片方は賃貸料を取って、だから先ほど言った自治省の逐条に照らし合わせると、例えば町内会や公民館を運営している団体等は、公共的団体等には当たらないんですかということを行っているんです。おわかりになりますね。その上での見解はどうなんですかと、こういうことなんです。

佐竹敬一議長 わかりますけれども、なるだけ議題に沿ってひとつ質疑してください。

財政課長。

宇野健雄財政課長 公民館の敷地等につきましては、ただいま申し上げたような現状になっているということでございまして、将来的なことにつきましては今後の課題としてとらえております。（「逐条についてはどういうふうになっているんだということを答えてください」の声あり）

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 私が持っている解説によりますと、公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、体育会等の文化教育事業団体など、いやしくも公共的な活動を含むすべてがこれに含まれるということで、公法人

たると、私法人たると、また法人格を有しないものたる等を問わないということが公共的団体の範囲というふうになっております。(「答弁になっていないよ」の声あり)

佐竹敬一議長 発言は挙手をしてお願いします。(「答弁になっていない」の声あり) 課長は今、答弁を適切にやったというように私も。3問目は挙手して質問してください。(何事か呼ぶ者あり)

それは先ほど当局が言っていないと。使用料の問題についてということの話だったけれども、その問題に触れていないということの答弁もあったわけです。ですから、それはまた後で議論してください。(「答弁になっていない」の声あり) 静かにしてください。もう一度挙手して。2問目は答弁しているんで。(「答弁になっていないべ」の声あり) だから、そこはもう一度質問してください。

内藤 明議員 公民館等を運営している地域自治会と申しますか、自治団体と申しますか、区とか町内会とかありますけれども、そうした団体は今の逐条に照らし合わせると、公共的団体には当たらないんですかと聞いているんです。これは十分おわかりになってお答えにならないんだというふうに思いますけれども、議員諸氏の中からは答弁になっているという話もありましたけれども、どこがどういうふうに答弁になっているんですか、そのことをお聞きしているんです。これがこれから大きな影響を及ぼすというふうに思っているものですから、はっきりこれはお答えいただきたいと、こういうふうに思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 先ほど公共的団体等の範囲等について申し上げました。その中でライオンズ、ロータリークラブ等については、ともに法人化はされておりませんが、社会奉仕団体というような認識で無料といたしております。

なお、町内会、自治会が公共的団体かということでの問いに対しまして、私は自治会団体が公共的団体であるかどうかについては深く勉強いたしておりませんので、私からはお答えいたしかねます。

佐竹敬一議長 今、企画課長から、公共的団体、ロータリーも公共的団体に認められるという発言が正式に出ておりますので、そこをひとつ御理解をさせていただいて3問目に入ってください。

佐竹敬一議長 内藤議員。

内藤 明議員 勉強していないということでもありますけれども、企画課長はもういいですから、市長、ひとつ今の答弁を聞いて思うところがあると思いますので、再度、町内会等について今の自治省の逐条に照らし合わせて公共的団体に当たるのかどうか、ぜひ明快な御答弁をいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今の御議論を聞いておたわけでございますけれども、この前の議会においては質問する側と答弁する側等で十分なお互い自分の思い込みで質問し、あるいは思い込みで答弁したというふうなことがすれ違いを生じておるのじゃなからうかというふうな気がするわけございまして、質問なさる議員の方はショッピングセンターを市が取得した場合においてロータリーとかライオンズに無償貸付するのは、現在制定されておるところの条例の中でも読み取れるというふうなことをどの程度御認識させていただいておったのかわかりませんが、それを6月の議会で初めて出てくるんだらうと、こういう理解のためから思っておったんだらうと思いますし、答弁する側といたしましては、公共的団体に対しての無償貸付というものは、既に条例があるんだと。今度のは市が取得した行政財産としてのものを貸付する場合の使用料について規定するんだということが頭にあって答弁申し上げたと、このように思います。

そういうことで、質問する側と答弁する側との思い込みと申しますか、それがただいまの御議論の食い違いに出てきたのじゃなからうかなと、このように思います。

それから、それぞれの公民館を各自治体と申しますか、各地域にありますところの公民館を利用する場合のこの公共的団体を無償にするか、あるいは有償にするかというようなことの御議論でございますが、この区別はどうするのか、どう考えているのかと、こういうふうなことでもございましょうけれども、これは

私が思うには、これは余り詳しくあれですけれども、それぞれの公民館を持っているところがそれなりにそれなりの判断で公共的団体とか、あるいは公共用とか、そういう厳しいところの判断というものをしないで有償とか無料だとか、こういうことになされておるのじゃなかろうかなと、こう思っておりまして、ただいま御議論をいただいたところのこういう市の条例にありますような公共的団体云々ということでの無償貸付ということの、あるいは減免ということについての御議論というのは、それぞれの公民館においてはなされておらないのじゃなかろうかなと、こう察するところでございます。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第68号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第69号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陳情第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第25、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第62号については、議長を除く23人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第62号については、議長を除く23人を委員に選任し、構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委員会付託

佐竹敬一議長 日程第26、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第63号、議第64号、議第65号、議第66号 議第67号、請願第8号
文教経済委員会	請願第4号、請願第5号、請願第6号、請願第7号
建設委員会	議第68号、議第69号、陳情第1号
予算特別委員会	議第62号

散 会 午前10時22分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

## 第2回定例会日程

平成12年6月12日(木)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
6月12日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名 会期決定、諸般の報告、行政報告、議案・請願・陳情 上程、同説明、質疑、予算 特別委員会設置、委員会付託	議 場
		本会議終了後	予算特別委員会	付託案件審査
6月13日(火)	休 会			
6月14日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月15日(木)	休 会			
6月16日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月17日(土)	休 会			
6月18日(日)	休 会			
6月19日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月20日(火)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		厚生分科会	付託案件審査	議会図書室
		建設委員会	付託案件審査	2階会議室
6月21日(水)	休 会			
6月22日(木)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委員 長報告、質疑・討論・採 決、閉会	議 場